

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和7年7月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
426	株式会社山口設備	千葉県袖ヶ浦市大曽根806番地2	古村 和也	株式会社山口設備	千葉県袖ヶ浦市大曽根806番地2	令和7年6月9日 (令和12年6月8日)